

神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和 2 年 9 月 25 日 (金曜日)

定期 第 142 号

毎週火曜日及び金曜日発行

購読料
一箇月 二、九三〇円 一箇年 三三、一六〇円
(消費税・地方消費税・送料込み)
本号一部 三六三円 (消費税及び地方消費税込み)

目次	ページ	大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見及び意見を有する者から提出された意見の概要 (産業労働・商業流通課)	535
○告示		都市計画の図書の写しの縦覧 (県土整備・都市計画課)	535
神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則に規定する知事が定める水域 (環境農政・大気水質課)	533	河川整備計画の策定 (県土整備・河川課)	535
公有水面埋立ての免許 (県土整備・砂防海岸課)	533	開発行為に関する工事の完了 (厚木土木事務所)	535
建築基準法による位置の指定を受けた道路の一部廃止 (県土整備・建築指導課)	534	開発行為に関する工事の完了 (県西土木事務所)	535
○公告			

特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告以外の入札公告は、各発注機関がかながわ電子入札共同システム (URL <http://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/>) の入札情報サービスシステムに掲載します。なお、特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告は、県公報又は県のホームページに掲載します。

告 示

神奈川県告示第370号

神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則 (平成 9 年神奈川県規則第 113 号) 別表第 17 の 1 (2) の表の中欄に規定する知事が定める水域を次のとおり定め、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

令和 2 年 9 月 25 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- A 水域 (河川・湖沼) は、次に掲げる水域とする。
 - 次に掲げる湖沼
 - ア 芦ノ湖
 - イ 丹沢湖 (三保ダム上流端から上流の滞水域をいう。)
 - ウ 津久井湖 (城山ダム上流端から上流の滞水域をいう。)
 - エ 相模湖 (相模ダム上流端から上流の滞水域をいう。)
 - オ 宮ヶ瀬湖 (宮ヶ瀬ダム上流端から上流の滞水域をいう。)
 - (1)アからオまでに掲げる湖沼に接続して流入する河川 (接続して流入する支派川及び水路を含む。)(3)において同じ。) 及び水路
 - 次に掲げる河川
 - ア 千歳川
 - イ 新崎川
 - ウ 早川
 - エ 酒匂川 (十文字橋から上流の区域に限る。ただし、(1)イに掲げる湖沼及びこれに接続して流入する河川を除く。)
 - オ 相模川 (小沢頭首工から上流の区域に限る。ただし、(1)ウ及びエに掲げる湖沼並びにこれらに接続して流入する河川を除く。)
 - カ 中津川 ((1)オに掲げる湖沼及びこれに接続して流入する河川を除く。)
- B 水域 (河川・湖沼) は、A 水域 (河川・湖沼) 及び海域を

除く水域とする。

- C 水域 (海域) は、横須賀市日の出町 2 丁目の北東端と同地点から北東方 2, 129m の地点 (北緯 35 度 17 分 32 秒、東経 139 度 41 分 54 秒) を結ぶ線、平成港平成 3 号防波堤先端と同港平成 2 号防波堤北端を結ぶ線、同防波堤南端と同港平成 1 号防波堤先端を結ぶ線、大津港大津第 1 防波堤先端と同港大津南防波堤先端を結ぶ線、走水港走水物揚場防波堤先端と同港走水防波堤先端を結ぶ線、鴨居港鴨居西防波堤先端と同港鴨居北防波堤先端を結ぶ線、浦賀港大室 1 号防波堤先端と同港浦賀南防波堤先端を結ぶ線、同市長瀬海上自衛隊横須賀造修所久里浜貯油所防波堤先端と久里浜港久里浜 2 号内防波堤先端を結ぶ線、北下浦漁港北下浦 1 号防波堤先端と同港北下浦 1 号物揚場先端を結ぶ線、金田漁港西防波堤先端と同港東防波堤先端を結ぶ線、間口漁港 (間口地区) 2 号防波堤先端と同港 (間口地区) 防波堤 A 先端を結ぶ線、三浦市剣崎南東端と同地点から南南東方 1, 313m の地点 (北緯 35 度 07 分 46 秒、東経 139 度 41 分 03 秒) を結ぶ線、水深 30m の等深線及び陸岸により囲まれた海域とする。
- D 水域 (海域) は、C 水域 (海域) を除く海域とする。

神奈川県告示第371号

公有水面埋立法 (大正 10 年法律第 57 号) 第 2 条第 1 項の規定により、次のとおり公有水面埋立てを免許した。

令和 2 年 9 月 25 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 埋立者
 - 名称 神奈川県
 - 代表者氏名 黒岩 祐治
 - 住所 横浜市中区日本大通 1
- 埋立区域
 - 位置

発行
横 浜 市 中 区 日 本 大 通 一
神 奈 川 県 政 策 局 政 策 部 政 策 法 務 課
電 話 横 浜 (〇 四 五) 二 一 〇 一 一 一 一
印 刷
横 浜 市 鶴 見 区 矢 向 三 一 一 五 一 二 七
野 崎 印 刷 紙 器 株 式 会 社
電 話 横 浜 (〇 四 五) 五 七 一 一 三 五 〇 八

この公報は再生紙を使用しています

足柄下郡真鶴町真鶴地先 真鶴港港湾区域内公有水面

(2) 区域

次の地点のうち、①の地点から⑫の地点までを順次直線で結んだ線、⑫の地点から⑭の地点までを順次公有水面と陸地との境界線（基本水準面の高さ+1.53メートルにおける満潮位）で結んだ線及び⑭の地点と①の地点を結んだ公有水面と陸地との境界線（基本水準面の高さ+1.53メートルにおける満潮位）により囲まれた区域並びに次の地点のうち、⑮の地点から⑲の地点までを順次公有水面と陸地との境界線（基本水準面の高さ+1.53メートルにおける満潮位）で結んだ線及び⑲の地点と⑮の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

- ①の地点 国土交通省国土地理院二等三角点真鶴岬（北緯35度08分50秒、東経139度08分47秒）から325度25分51.35秒、715.05メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から 207度32分47秒 15.01メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から 297度18分45秒 3.14メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から 207度32分27秒 15.11メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から 117度32分47秒 3.14メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から 207度32分31秒 3.14メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から 117度32分46秒 28.63メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から 27度32分47秒 3.14メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から 117度32分47秒 2.25メートルの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から 193度15分45秒 14.27メートルの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から 283度15分45秒 0.50メートルの地点
- ⑫の地点 ⑪の地点から 193度15分45秒 1.04メートルの地点
- ⑬の地点 ⑫の地点から 297度32分47秒 37.66メートルの地点
- ⑭の地点 ⑬の地点から 27度32分46秒 45.08メートルの地点
- ⑮の地点 国土交通省国土地理院二等三角点真鶴岬（北緯35度08分50秒、東経139度08分47秒）から326度26分29.12秒、641.73メートルの地点
- ⑯の地点 ⑮の地点から 159度38分01秒 6.68メートルの

地点

- ⑰の地点 ⑯の地点から 102度36分31秒 5.29メートルの地点
- ⑱の地点 ⑰の地点から 197度45分57秒 6.30メートルの地点
- ⑲の地点 ⑱の地点から 283度15分45秒 8.49メートルの地点

(3) 面積

572.30平方メートル

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

足柄下郡真鶴町真鶴地先 真鶴港港湾施設内

(2) 区域

次の地点のうち、㉑の地点から㉒の地点までを順次直線で結んだ線及び㉒の地点と㉑の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

- ㉑の地点 国土交通省国土地理院二等三角点真鶴岬（北緯35度08分50秒、東経139度08分47秒）から327度57分57.93秒、661.39メートルの地点
- ㉒の地点 ㉑の地点から 168度30分04秒 14.68メートルの地点
- ㉓の地点 ㉒の地点から 183度26分03秒 2.41メートルの地点
- ㉔の地点 ㉓の地点から 197度15分52秒 10.03メートルの地点
- ㉕の地点 ㉔の地点から 102度57分41秒 7.57メートルの地点
- ㉖の地点 ㉕の地点から 193度37分20秒 31.76メートルの地点
- ㉗の地点 ㉖の地点から 284度10分35秒 57.45メートルの地点
- ㉘の地点 ㉗の地点から 297度41分39秒 39.20メートルの地点
- ㉙の地点 ㉘の地点から 305度00分58秒 7.21メートルの地点
- ㉚の地点 ㉙の地点から 27度32分47秒 64.50メートルの地点

(3) 面積

5,786.50平方メートル

4 埋立地の用途

漁港施設用地

5 免許年月日

令和 2 年 9 月 14 日

神奈川県告示第372号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、昭和43年4月11日第34号で位置の指定をした道路の一部を次のとおり廃止した。なお、当該道路に係る関係図面は、神奈川県県西土木事務所において縦覧に供する。

令和 2 年 9 月 25 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

廃止年月日	廃止番号	廃止した道路の位置	延長	幅員
令和2年9月3日	第 R 2 指 道 西土00003号	足柄上郡松田町松田惣領字中河原606の2ほか3筆及び612ほか4筆の各一部	メートル 80.53 137.40	メートル 5.00 4.00

公 告

大規模小売店舗立地法第8条第1項の規定により藤沢市から聴取した意見及び同条第2項の規定により意見を有する者から述べられた意見の概要について、次のとおり公告します。

この意見書は神奈川県産業労働局中小企業部商業流通課及び神奈川県湘南地域県政総合センター企画調整部商工観光課において、令和2年9月25日から同年10月26日まで縦覧に供します。

令和2年9月25日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) ケーズデンキ辻堂店

藤沢市辻堂神台2-742ほか

2 意見の対象となった届出及び届出日

大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定による新設の届出
令和2年3月5日

3 藤沢市から聴取した意見の概要

交通に係る事項について

当該大規模小売店舗の周辺道路は、雨天時の休日等を中心に交通混雑が発生する等、交通量の変動が激しい状況があり、来店車両により更なる交通混雑が予想されるため、周辺道路の交通に及ぼす影響の軽減に努めていただきたい。

なお、対策としては以下の内容が考えられます。

- (1) 自動車での来店自粛を呼びかける等、実効性のある措置を講じていただきたい。
- (2) 混雑時間帯や、周辺住宅地への影響(例えば、市道辻堂駅北口大通り線が渋滞している場合、計画建物が存する街区内に流入し、市道辻堂駅遠藤線に流出するショートカットが想定される。)がないよう適切な来店・帰宅経路等に関する情報周知を継続的に行っていただきたい。

4 意見を有する者から述べられた意見の概要

意見なし

都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により横浜市長から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり縦覧に供します。

令和2年9月25日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 都市計画の種類及び名称

横浜国際港都建設計画地区計画北仲通北再開発等促進地区地区計画

2 縦覧場所

神奈川県県土整備局都市部都市計画課

河川法第16条の2第1項の規定により、令和2年9月8日に、山王川水系河川整備計画を策定しましたので、その写しを神奈川県県土整備局河川下水道部河川課及び神奈川県西土木事務所小田原土木センターに備え置いて一般の縦覧に供します。

令和2年9月25日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

都市計画法第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和2年9月25日

神奈川県厚木土木事務所長 久 保 徹

開発区域に含まれる地域の名称	座間市ひばりが丘2-737の1ほか9筆
開発区域の面積	784.62平方メートル
開発許可を受けた者の住所	東京都武蔵野市境2-2の2
開発許可を受けた者の氏名	株式会社飯田産業 代表取締役 千葉 雄二郎
開発許可年月日及び許可番号	令和2年6月1日 神奈川県指令厚土東第610015号

都市計画法第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和2年9月25日

神奈川県西土木事務所長 森 谷 保

開発区域に含まれる地域の名称	南足柄市塚原字在郷島667の1ほか2筆の各一部
開発区域の面積	399.55平方メートル
開発許可を受けた者の住所	東京都品川区大崎1-11の2
開発許可を受けた者の氏名	株式会社ローソン 代表取締役 竹増 貞信
開発許可年月日及び許可番号	令和2年5月19日 神奈川県指令西土第610003号